

## 社会福祉法人あすなろう福祉会 役員・役員等・その他の役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろう福祉会（以下「当法人」という）定款8条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）、第3者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の役員」とする）、の報酬等について定めたものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対する報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員及び役員等、その他の役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償  
交通費として実費相当額を支払う。
- (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償  
交通費として実費相当額を支払う。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1、 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人あすなろう福祉会 役員・役員等・その他の役員旅費等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人あすなろう福祉会理事、監事、(以下「役員」とする)、評議員(以下「役員等」とする)、第三者委員、評議員選任・解任委員(以下「その他の役員」とする)の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

### (旅費の支給)

第2条 役員、役員等、その他の役員が出張もしくは理事会(監査も含む)等に出席した場合は旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道費、船賃、航空費、車費(高速道路の料金及びその他の道路において徴収される交通料金を含む)、宿泊料とする。

### (旅費の支給)

第4条 研修旅費の種類は別表1の通りとする。

### (旅行経路)

第5条 旅行は最も経済的な通常の経路及び方法により行うものとする。ただし、天災その他、やむを得ない事情による場合はその限りではない。

### (概算払い)

第6条 旅費は概算払いをすることができる。概算払いを請求することができる。

2 概算払いをうけ旅行した場合は帰着後、直ちに清算しなければならない。

### (旅行命令、旅費の請求手続き)

第7条 旅行命令、旅費の請求手続き等については、篠山保育園旅費規程を準用する。

### (旅費の調整)

第8条 理事長は特別な事情により、この規定により難い旅行及び旅費について調整することができる。

(評議員の費用弁償)

第9条 社会福祉法人あすなろう福祉会の評議員会に出席した場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

(理事、監事の費用弁償)

第10条 社会福祉法人あすなろう福祉会の理事会、指導監査に出席が求められ、その会議などに出席した場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

(内部監査の費用弁償)

第11条 社会福祉法人あすなろう福祉会の内部監査を行った場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

(苦情解決第三者委員の費用弁償)

第12条 第三者委員が苦情解決のために必要な業務を施設に於いて行った場合、また理事会等に出席を求められたその会に出席した場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

(評議員選任・解任委員の費用弁償)

第13条 評議員選任・解任委員がその業務を行った場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

(理事長勤務の費用弁償)

第14条 理事長が施設内において施設運営状況、会計決算及び予算等、経理状況の確認や辞令交付等の業務を行った費用弁償の額は別表1に示す。

附則

この規定は平成29年4月1日より施行する。

別表1 旅費の支給額

研修等、出張による旅費	旅費の支給額		摘要
鉄道賃	1 新幹線料金（座席指定料金を含む）		
車賃	1 交通機関（バス、タクシー）の定める料金 2 自家用車の場合1 kmにつき40円とする 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金（駐車料金等）		
飛行機	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金		
宿泊費	1 宿泊料金は1泊 12,000円までとする		指定宿泊の場合で左記の料金を超える場合、実費を支給する
施設で行われる旅費及び	支払対象者	金額	摘要
理事会、評議員会 評議員選任・解任委員会、内部監査、 苦情解決業務、 その他の会議	評議員、理事、監事 評議員選任・解任委員会委員 第3者委員他	【自家用車】 1 kmにつき 40円 【交通機関】 (バス、タクシー)の定める料金	会議が1日複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。役員である職員には支給しない。